

<p>商品名等 (電気用品名等)</p>	<p>白熱電球を使用した照明器具</p>
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 照明またはインテリアとしての機能を持つ照明器具である。</p> <p>構造、仕様、意匠 主にフローリングに置かれるスタンド型のもの、主に畳に置かれる行灯型のもの、主に机の上に置かれる自在型のもの等があり、いずれも白熱電球を使用する。</p> <p>主な使用者、販売先 一般消費者</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品中、光源及び光源応用機械器具の「電気スタンド」として取り扱う。</p> <p>(理由) いずれも自立した形態を有した照明器具であり、電気スタンドとして取り扱うことが妥当である。</p> <p>なお、平成7年改正前までは、電気用品取締法施行令において、電気スタンドを自在型のもの及び自在型以外のものであって、変圧器または放電灯用安定器を組み込んだものに限るとしていたが、現在の施行令においてはこのような規定はない。</p>	

(参考図)

